

平成19年度決算に係る健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の制定により、平成19年度決算から、健全化判断比率等の算定・議会への報告を行うこととなった（早期健全化基準・財政再生基準の適用は平成20年度決算から）ことにより、健全化判断比率等の算定を行ったところ、次のとおりとなった。

1 健全化判断比率・・・いずれの指標も早期健全化基準に該当しない

	算定値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－（赤字なし）	3.75%	5.0%
連結実質赤字比率	－（赤字なし）	8.75%	25.0%
実質公債費比率	15.8%	25.0%	35.0%
将来負担比率	236.1%	400.0%	－

※ 連結実質赤字比率の財政再生基準は、経過措置により、20～21年度決算 25%、22年度決算 20%、23年度決算～ 15%となる。

2 資金不足比率・・・いずれの会計も経営健全化基準に該当しない

	算定値	経営健全化基準
工業用水道事業会計	－（資金不足なし）	20.0%
病院事業会計	－（資金不足なし）	
下水道事業特別会計	－（資金不足なし）	
港湾整備事業特別会計	－（資金不足なし）	

参考（用語解説）

- **実質赤字比率**・・・一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額 一般会計と普通会計に属する特別会計の実質赤字額の合計。
- ・標準財政規模 標準的に収入が見込まれる一般財源の総額（県税、普通交付税等）

- **連結実質赤字比率**・・・全会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額 一般会計等の実質赤字額と各公営企業会計の資金不足額の合計。

- **実質公債費比率**・・・一般会計等が負担する元利償還金や実質的な元利償還金相当額の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{イ} + \text{ロ}) - (\text{ハ} + \text{ニ})}{\text{ホ} - \text{二}}$$

(3カ年平均)

- ・イ 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）
- ・ロ 地方債の元利償還金に準ずるものの支出の合計額（公営企業債の償還のための繰出金、債務負担行為に基づく支出等）
- ・ハ 特定財源
- ・ニ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額
- ・ホ 標準財政規模

- **将来負担比率**・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{イ} - \text{ロ}}{\text{ハ} - \text{ニ}}$$

- ・イ 将来負担額の合計額（地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債償還のための繰入見込額、退職手当支給予定額、公社等の負債額、損失補償契約を締結している第3セクター等に対する負担見込額、地方開発事業団に対する負担見込額）
- ・ロ 将来負担額に充当可能な財源の合計額（基金、特定財源、基準財政需要額算入見込額）
- ・ハ 標準財政規模
- ・ニ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額

- **資金不足比率**・・・各公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する割合

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模（営業収益等）}}$$